

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月21日から同年8月23日まで
申立期間は、A社本社から同社B工場に転勤した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社及び同社の当時の事業主の回答、並びに同社の複数の同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年8月23日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和41年6月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までについて、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は40万円、申立期間②は35万1,000円、申立期間③は43万9,000円、申立期間④は45万円、申立期間⑤は60万円、申立期間⑥は62万円、申立期間⑦は64万9,000円、申立期間⑧は69万円、申立期間⑨は72万9,000円、申立期間⑩及び⑪は70万円、申立期間⑫は66万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間⑬に係る標準賞与額40万3,000円、申立期間⑭に係る標準賞与額65万1,000円、申立期間⑮に係る標準賞与額34万3,000円のそれぞれに相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間⑬は40万3,000円、申立期間⑭は65万1,000円、申立期間⑮は34万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年 7 月16日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年12月20日
⑤ 平成18年 7 月14日
⑥ 平成18年12月14日
⑦ 平成19年 7 月13日
⑧ 平成19年12月14日
⑨ 平成20年 7 月15日
⑩ 平成20年12月12日
⑪ 平成21年 7 月10日
⑫ 平成21年12月22日
⑬ 平成22年 7 月26日
⑭ 平成22年12月20日
⑮ 平成23年 7 月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与明細書及び普通預金通帳の振込記録を提出するので、標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑮までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①から⑫までについては、本件申立日（平成24年5月1日）において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑬から⑮までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間③、④、⑤、⑧、⑪及び⑫については、申立人提出の給料支払明細書（賞与）及び賞与明細書から、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）及び賞与明細書において確認できる支給金額と厚生年金保険料控除額から、申立期間③は43万9,000円、申立期間④は45万円、申立期間⑤は60万円、申立期間⑧は69万円、申立期間⑪は70万円、申立期間⑫は66万円とすることが妥当である。

申立期間①、②、⑥、⑦、⑨及び⑩については、申立人は、当該期間に係る給料支払明細書（賞与）及び賞与明細書を所持していないが、申立人から提出された普通預金通帳の振込記録により、当該期間においてA社から賞与支給月に給与以外の振込額が確認できることから、当該期間において申立人に対し賞与が支給されていたものと認められる。

また、申立人の当該期間に係る課税資料、複数の同僚の賞与明細書及び賞与に関する支払額・控除額等のメモにより、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認される。

したがって、申立期間①、②、⑥、⑦、⑨及び⑩に係る標準賞与額については、上記複数の同僚の賞与明細書及び申立人の当該期間に係る普通預金通帳の振込額から判断すると、申立期間①は40万円、申立期間②は35万1,000円、申

立期間⑥は62万円、申立期間⑦は64万9,000円、申立期間⑨は72万9,000円、申立期間⑩は70万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑬、⑭及び⑮については、前述の普通預金通帳の振込記録、申立人の当該期間に係る課税資料及び同僚の賞与明細書により、申立人は、申立期間⑬に係る標準賞与額40万3,000円、申立期間⑭に係る標準賞与額65万1,000円、申立期間⑮に係る標準賞与額34万3,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが認められる。

したがって、申立期間⑬、⑭及び⑮に係る標準賞与額を、申立期間⑬は40万3,000円、申立期間⑭は65万1,000円、申立期間⑮は34万3,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和21年9月1日にA社に入社し、55年5月末に退社するまで、一度も辞めることなく継続して勤務しており、空白期間があるのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社歴調書、雇用保険の記録及び同社の回答から判断すると、申立人が、同社に継続して勤務し（昭和48年2月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者原票の昭和47年12月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日が昭和48年1月31日となっていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月30日から6年8月31日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が、平成5年11月30日とされているが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年8月31日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、平成5年11月30日付けの被保険者資格喪失日とその約10か月後の6年10月1日に処理されていることから、申立期間の厚生年金保険の被保険者資格について遡及して処理が行われていることが認められる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「私は、申立期間当時、社会保険関係の事務を担当しており、社印の管理も任されていた。A社は、倒産の6年ほど前から社会保険料を滞納していたため、倒産の際に、社会保険事務所（当時）の職員から、私と事業主の2人の被保険者資格について遡って喪失処理を行うよう指導され、これに従ったことを覚えている。」と述べている上、申立期間当時のA社の事業主も同内容の証言を行っている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時社会保険事務の担当取締役である申立人が、自らの資格喪失日に係る処理に職務上関与しながら、この処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月30日から6年8月31日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が、平成5年11月30日とされているが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年8月31日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、平成5年11月30日付けの被保険者資格喪失日とその約10か月後の6年10月1日に処理されていることから、申立期間の厚生年金保険の被保険者資格について遡及して処理が行われていることが認められる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社が社会保険料を滞納していたことは知っていた。同社が倒産した際に、社会保険事務所（当時）の職員から、私と役員の計2人の被保険者資格について遡って喪失手続を取るよう指導された。その時は意味がよく理解できなかったが、言われるまま従った。」と述べている上、申立期間当時に、A社において社会保険関係事務を担当していた役員も同内容の証言を行っている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの資格喪失日に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月頃から同年12月頃まで
② 昭和56年11月5日から57年2月6日まで

私は、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者記録が無く、空白となっていることが分かった。

申立期間①についてはA社に勤務し、同社で行われた第2回の海外研修に参加した。海外研修に参加した時の写真には昭和48年11月12日と日付が入っている。

また、申立期間②についてはB事業所に勤務していた。同事業所に勤務していた証拠として雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）を提出する。

保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間①及び②にA社及びB事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和48年1月頃から約1年間A社に勤務し、同社で行われた第2回の海外研修に参加した時の集合写真には、1973.11.12と日付が入っている。」と述べているところ、申立人と同じく第2回の海外研修に参加した複数の同僚は、「申立人のことは知らない。海外研修の集合写真に写っている参加者の半数以上は外注業者、関連会社及び協力会社の社員等であった。」と証言している。

また、A社の元事業主は、「当時の厚生年金保険の取扱いについては、当社の社員であれば、試用期間等は無く入社後すぐに加入させていたと思うが、申立人については記憶が無く、届出、納付等についても不明である。また、海外研修については、当社の社員以外にC会の会員（関連会社、協力会社等の社員）も毎月積み立てた会費で参加していたので、海外研修参加の集合写真を所持しているからとって当社の社員であったとは言えない。」と回答している。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者15人に照会したところ、8人（海外研修に参加した複数の同僚を含む。）から回答があり、全員が申立人のことを記憶しておらず、厚生年金保険の被保険者記録は勤務期間と一致していると回答している。

加えて、オンライン記録によると、申立人には申立期間①を含む昭和47年6月から50年3月までの期間に、国民年金保険料の申請免除記録が確認できる。

申立期間②について、申立人は、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、差し入れ証、領収書及び自動継続定期預金証書)など19点の資料を提出しており、当該資料からは、B事業所に係る雇用保険の資格取得日（昭和56年11月5日）及び離職日（57年3月31日）や出資の状況などが確認できることから、同事業所とは何らかの関係があったものと想定されるが、厚生年金保険料が控除されていた事情まではうかがえない。

また、B事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、4人に聴取等したところ、複数の同僚が、「B事業所は個人事業所で従業員は2人から3人と少なかった。」と回答している上、長く勤めた従業員は、「申立人のことは全く知らず、名前も聞き覚えがない。」と回答しており、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

さらに、B事業所は、昭和60年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間における保険料控除を裏付ける証言を得ることができない。

加えて、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票について、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になった日（昭和51年2月24日）から適用事業所でなくなった日（60年7月26日）までの期間において申立人の記録は見当たらない上、オンライン記録によると、申立人には申立期間②を含む51年8月から57年1月までの期間に、国民年金保険料の申請免除記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7597

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 1 月 1 日まで

私は、定時制高校入学と同時に同級生 1 人と一緒にアルバイト先として A 社を学校から紹介され、昭和 45 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A 社に係る被保険者記録は無いことが分かった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が定時制高校の同級生と一緒にアルバイト先として A 社に採用されたと主張している同僚は、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が無い上、申立期間において同社の厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚は、「従業員の中には学生アルバイト等もいたが、これらアルバイト等に係る厚生年金保険加入の取扱いについては分からない。」と証言しており、申立期間当時における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間当時の A 社の事業主及び給与計算事務と社会保険事務の担当者は既に亡くなっている上、同社は、「40 年以上も前のことであり資料もなく不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人の雇用保険は A 社の前後に勤務した事業所については加入記録が確認できるものの、同社については確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。